

水産流通適正化法に係る電子的な情報伝達手法等に関する検討会 とりまとめ

令和3年9月

- 水産流通適正化法の義務の履行にあたり、関係事業者の負担軽減を図りつつ、制度の円滑な実施を行うためには、将来的に電子化を進めていくことが求められる。
- 一方、水産流通事業者については、中小零細の事業者も多くおり、電子化を進めていくにあたっては、関係事業者の実態等をよく踏まえた上で、誰も取り残さない、皆がついてこられる方法を構築する必要。
- また、電子化を推進していくためには、制度施行により生じる事務負担が電子化によりどう軽減されるかや、また、本制度の義務の履行のためだけでなく、将来的なビジネスにおける活用の可能性など、電子化を進めることのメリットを関係者にわかりやすく伝えていくことが重要。
- 以上の前提のもと、各水産流通事業者の規模や、電子化の普及状況に濃淡がある実態を踏まえれば、生産・加工・流通業界等の電子化を進めていくためには、各事業者のシステムの改修等を必須とするような電子化は現時点においては現実的ではなく、電子的な情報伝達が可能となるようなクラウドシステム等を国が新たに準備し、スマホ等で簡易に利用できる仕組みを構築することが必要。また、導入を希望する地域等でこれらの仕組みの実証を進めていくことが重要。
- なお、クラウドシステムの構築にあたっては、各事業者が情報伝達を行うための特定第一種水産動植物の名称・加工形態等を定義する共通語彙基盤や、データレイアウトやデータ形式等の標準化についても国が示すこと。